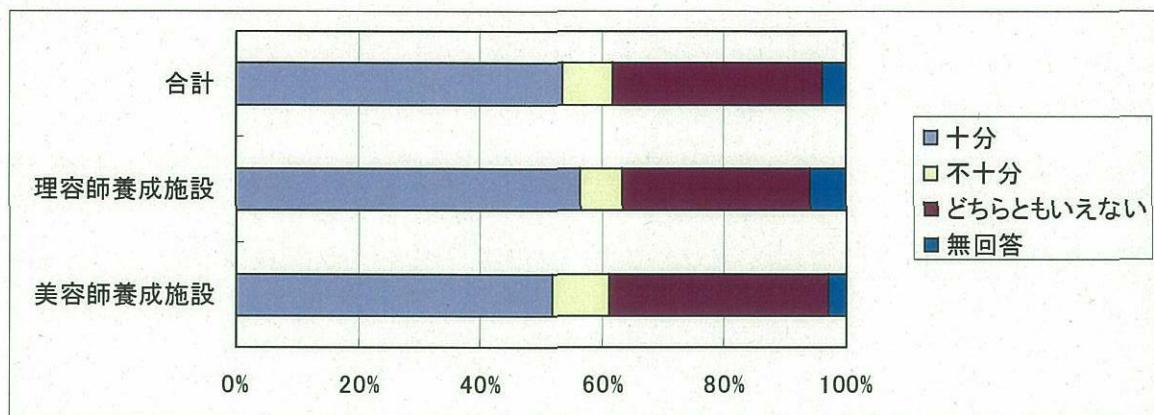


4 教員の資質

厚生労働大臣の認定を受けて実施する講習の課程を修了したことをもって教員としての資格を付与されている教員の資質について、「十分である」は185件 (53.5%)、「不十分である」は29件 (8.4%) となっている。

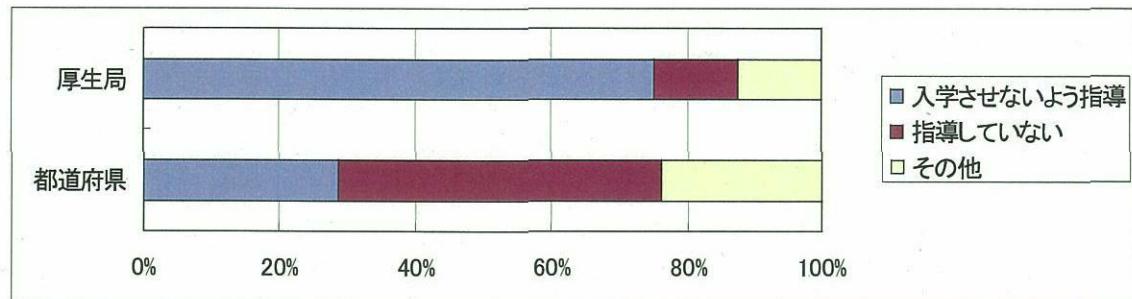


第2 生徒に關すること

1 学則に定められた入所時期以降の入所

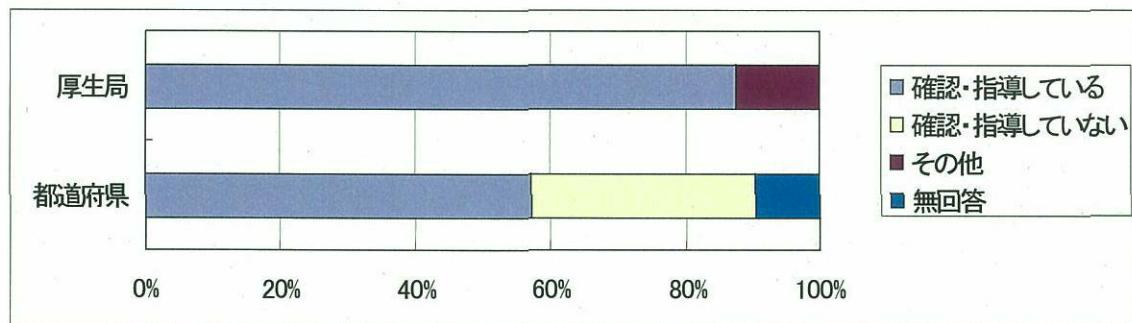
ア 入所に対する指導状況

学則に定めた入所時期以降の入所について、「入学させないよう指導」している厚生局は6件（75.0%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

また、入所時期を過ぎて入所させていた場合、「入所させた生徒に対する補習を実施する」よう指導している厚生局は7件（87.5%）、都道府県は12件（57.1%）となっている。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

イ 入所者の状況

「入学式以降も入学を認める」としているものは72件（20.8%）となっている。

